

船舶事故調査報告書

令和4年4月6日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	令和3年9月29日 12時30分ごろ
発生場所	山梨県富士河口湖町長浜沖（河口湖西部） 一之瀬四等三角点から真方位295°730m付近 （概位 北緯35°30.2′ 東経138°43.3′）
事故の概要	水上オートバイPバローズは、西南西進中、また、水上オートバイMAMEは、漂泊中、両船が衝突した。 MAMEは、同乗者2人が負傷し、左舷中央部外板等に破損を生じ、また、Pバローズは、右舷船首部外板に破損を生じた。
事故調査の経過	令和3年10月14日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 水上オートバイ Pバローズ、0.2トン 240-70161 神奈川、株式会社功建 2.99m (Lr) × 1.22m × 0.60m、FRP ガソリン機関、193kW、令和3年9月 B 水上オートバイ MAME、0.1トン 232-38970 神奈川、個人所有 2.71m (Lr) × 1.07m × 0.43m、FRP ガソリン機関、75kW、平成19年6月
乗組員等に関する情報	A 船長A 34歳 特殊小型船舶操縦士 免許登録日 令和2年9月1日 免許証交付日 令和2年9月1日 (令和7年8月31日まで有効) B 船長B 26歳 特殊小型船舶操縦士 免許登録日 令和3年9月6日 免許証交付日 令和3年9月6日 (令和8年9月5日まで有効)
死傷者等	A なし B 重傷 2人（同乗者）

<p>損傷</p>	<p>A 右舷船首部外板に破損 B 左舷中央部外板、左舷側防舷材及びフロントカウルに破損</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 2、視界 良好 水象：湖上 平穏</p>
<p>事故の経過</p>	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、船長Bが操縦するB船及び友人が操縦する水上オートバイとともに、令和3年9月29日09時00分ごろ富士河口湖町所在のレジャー施設（以下「本件施設」という。）を出航し、船長A、船長B及び友人がそれぞれに他の友人らを交替で同乗させて、河口湖西部の同町長浜沖で遊走していた。</p> <p>船長Aは、同乗者1人を後部座席に乗せて遊走中、約50～100m離れたところにB船を認め、船長BやB船に同乗している友人らに話し掛けようと約50～60km/hの速力（対地速力、以下同じ。）でB船に向けて西南西進した。</p> <p>船長Aは、B船が停船し、船首を南西方に向けて漂泊したので、B船の左舷側にA船を停止させるつもりで進路を取り、徐々に速力を落として約20～30km/hの速力で航行中、後方に顔を向けて後部座席の同乗者と会話したのち視線を船首方向に戻したところ、船首至近にB船を認め、すぐに操縦ハンドルを左に切ったものの間に合わず、12時30分ごろA船の右舷船首部とB船の左舷中央部とが衝突した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、後部座席に同乗者2人（以下、船首側から順に「同乗者B₁」、「同乗者B₂」という。）を乗せて遊走し、その後停船して船首を南西方に向けて漂泊した。</p> <p>船長Bは、同乗者B₁及び同乗者B₂と会話していたところ、気配を感じて周囲を見ると左舷後方から接近するA船を至近に認めたが、どうすることもできず、両船が衝突し、船長B、同乗者B₁及び同乗者B₂が落水した。</p> <p>船長Aは、A船から降りて泳いで救助に当たっていたところ、本事故を目撃した本件施設の職員がボートで来援したので、負傷している同乗者B₁及び同乗者B₂を同ボートに乗せて搬送させ、自身もA船に乗って同乗者と共に出航場所に戻った。</p> <p>船長Bは、同乗者B₁及び同乗者B₂が救助された後、B船に乗って出航場所に戻り、119番通報で救急車を要請した。</p> <p>同乗者B₁及び同乗者B₂は、救急車で山梨県富士吉田市所在の病院に搬送され、同乗者B₁が左足首骨折、同乗者B₂が肋骨骨折と診断された。</p> <p>（付図1 事故発生経過概略図 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長A及び船長Bは、本事故当日、友人ら約10人と共に河口湖でのレクリエーションに赴いており、本件施設からレンタルしたB船を船長Bが操縦していた。</p> <p>本事故当時、A船及びB船の乗船者は、全員、救命胴衣を着用して</p>

	いた。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし A 船は、河口湖西部の富士河口湖町長浜沖を西南西進中、船長Aが、船首を南西方に向けて漂泊しているB船の左舷側に停船しようとして航行していたところ、顔を後方に向けて後部座席の同乗者と会話しながら航行を続けたことから、B船に向かって接近していることに気付くのが遅れ、船首至近にB船を認めて避航措置をとったものの間に合わず、B船と衝突したものと考えられる。 B船は、河口湖西部の富士河口湖町長浜沖で船首を南西方に向けて漂泊中、船長Bが、同乗者2人との会話に気を取られていたことから、左舷後方から接近するA船に気付くのが遅れ、A船を至近に認めた直後、A船と衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、河口湖西部の富士河口湖町長浜沖において、A船が西南西進中、B船が船首を南西方に向けて漂泊中、船長Aが、B船の左舷側に停船しようとして航行していたところ、顔を後方に向けて後部座席の同乗者と会話しながら航行を続け、また、船長Bが、同乗者2人との会話に気を取られていたため、共に接近していることに気付くのが遅れ、両船が衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・水上オートバイの船長は、航行中、常時周囲の適切な見張りを行うとともに、漂泊中の他船に接近する場合、安全な速力まで減速すること。 ・水上オートバイの船長は、漂泊中であっても常時適切な見張りを行い、接近する船舶を認めたときにはその動向を監視し、危険を感じた場合、衝突を避けるための措置を講ずること。

付図1 事故発生経過概略図

